

事務連絡
平成21年5月22日

地方厚生（支）局 御中

厚生労働省保険局

新型インフルエンザに対する医療保険関係業務に係る対応等について

現在、国内において新型インフルエンザの発生が確認され、兵庫県、大阪府等で患者が多数発生している状況にあります。本日、政府の新型インフルエンザ対策本部において、政府が自治体、医療機関、事業者や関係団体と連携・協力し、国民の協力を得て講ずる措置として、「基本的対処方針」を決定し、併せて、そのQ&Aについてもとりまとめたところです。（別添1及び別添2）

この「基本的対処方針」の「二」においては、地域や職場における感染拡大を防止するため、「患者や濃厚接触者が活動した地域等」（以下「発生地域等」という。）において講ずる必要な措置を掲げております。これに基づいて、医療保険関係事務を行う地方厚生（支）局及び医療保険関係事業者における当面の対応について、下記のとおりお知らせいたします。

なお、発生地域等につきましては、これまでの疫学的状況や学区等の区域を踏まえ、当省の新型インフルエンザ対策推進本部事務局より、当省ホームページ等において随時お知らせしております。

今後も、最新の状況等を勘案し、適宜情報提供していく予定ですので、管下の医療保険関係事業者への周知や、問い合わせへの対応等について、よろしくお願いいたします。

記

1 地方厚生（支）局における対応

各地方支分部局における新型インフルエンザの感染防止等のための当面の留意点については、「新型インフルエンザ感染者の発生に係る厚生労働大臣メッセージについて」（平成21年5月21日地発第0521004号）

（別添3）において通知されたところですが、これに加え、発生地域等において医療保険関係業務を行う地方厚生（支）局の対応について、次のとおり適切な事業運営をお願いいたします。



- (1) 保険医療機関等の指定、保険医等の登録の申請受付業務、診療報酬に関する施設基準の届出受理業務については、従来どおり業務を継続する。
- (2) 保険医療機関等の指導・監査、適時調査等については、期日を延期する。
- (3) 地方社会保険医療協議会（以下「地方協議会」という。）については、原則として延期する。ただし、保険医療機関等の指定及び取消に係る案件については、持ち回り開催を可とする。なお、地方協議会の開催については、社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号）第6条において、「正当な理由がある場合を除いては、6月に1回以上開かなければならない」こととされているが、今回の対応による地方協議会の延期は、正当な理由に該当するものである。

2 医療保険関係事業者に共通する対応

発生地域等における医療保険関係事業者の対応については、次の例示も踏まえ、感染機会を減らすための工夫を検討するよう、別途要請しておりますので、管下の医療保険関係事業者への周知や、問い合わせへの対応等について、よろしく願いいたします。

- (1) 全職員に対し、外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、混み合った場所でのマスク着用、咳エチケットの徹底、うがい等と呼びかける。
- (2) 通勤途上の感染機会を減らすため、時差通勤等の方策を検討する。
- (3) 自転車等による通勤のための駐輪場の確保を検討する。
- (4) 職員の健康管理を徹底する。
- (5) 健康上具合の悪い職員は、早めに休むよう呼びかける。
- (6) 職員に対し、発熱症状やインフルエンザ様症状のある場合には、発熱相談センターに相談した上、その結果を職場に連絡させ、当該職員は病気休暇を取得するよう呼びかける。
- (7) 職員が感染者と濃厚接触した可能性がある場合には、発熱相談センターに相談の上、その結果を職場に連絡させ、必要に応じ、特別休暇を取得するよう呼びかける。
- (8) 職場における手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、うがい等と呼びかける。また、建物の入口等に速乾性アルコール製剤を設置する。
- (9) 職場において不特定多数の者が触れる場所や発症者が触れた場所については、清掃・消毒を徹底する。
- (10) 主催する集会、スポーツ大会等については、当該集会等の必要性の

再検討や感染機会を減らすための工夫の検討を行う。

- (11) 来訪者については、例えば、建物の入口にポスターや看板を設置するなどして、発熱等の症状を有する者が建物内や執務室内へ入館しないよう対応を検討する。
- (12) 窓口業務等対面で業務を行う場合には、例えば、マスクを着用する、対面する人と人との距離が1～2メートルとなるようにするなどの感染防止策を検討する。
- (13) 建物内で発症者が出た場合の対応について検討する。

3 保険者等における対応

医療保険関係事業者のうち、発生地域等における保険者等の対応については、上記2の対応に加え、次のとおり適切な事業運営を行うよう、別途要請しておりますので、管下の保険者等への周知や、問い合わせへの対応等について、よろしく願いいたします。

- (1) 被保険者証の発行など、迅速な処理が必要な業務については、遅滞なく行われるよう留意する。
- (2) 医療の円滑運営のため、診療報酬の支払いについては、遅滞なく行われるよう留意する。
- (3) 特定健診・特定保健指導等の実施については、「新型インフルエンザ感染事例の発生に伴う特定健診・特定保健指導等における対応について（注意喚起）」（平成21年5月19日厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室・保険課・高齢者医療課・国民健康保険課事務連絡）（別添4）を踏まえ、適切に対応する。
- (4) 職員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合、年次休暇の取得を原則とするが、可能であれば、早出遅出勤務や在宅勤務の活用等、当該職員の勤務のあり方を検討する。

4 審査支払機関における対応

医療保険関係事業者のうち、発生地域等における審査支払機関の対応については、上記2の対応に加え、次のとおり適切な事業運営を行うよう、別途要請しておりますので、管下の審査支払機関への周知や、問い合わせへの対応等について、よろしく願いいたします。

- (1) 審査支払業務については、保険診療の継続のために、従来どおり継続する。
- (2) 医療の円滑運営のため、診療報酬の支払いについては、遅滞なく行われるよう留意する。

- (3) 職員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合、年次休暇の取得を原則とするが、可能であれば、早出遅出勤務や在宅勤務の活用等、当該職員の勤務のあり方を検討する。

基本的対処方針

政府においては、今回の新型インフルエンザの発生は、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、その対策に総力を挙げて取り組んでいるところであるが、現在、兵庫県、大阪府等で患者数が急増している状況にある。

今後、国内で感染が拡大していく事態も想定に入れながら、国内対策を強化していく必要がある。

今回の新型インフルエンザ（A／H1N1）は、

- ① 感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、
- ② 抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効であるなど、

季節性インフルエンザと類似する点が多い。

他方、季節性インフルエンザとの最大の違いは、季節性インフルエンザでは、高齢者が重篤化して死亡する例が多いのに対し、今回の新型インフルエンザでは、海外の事例によれば、基礎疾患（糖尿病、ぜん息等）を有する者を中心に重篤化し、一部死亡することが報告されている。

政府の現行の「新型インフルエンザ対策行動計画」等については、強毒性の鳥インフルエンザ（H5N1）を念頭に策定されたものであるが、今回のウイルスの特徴を踏まえると、①国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐとともに、②基礎疾患を有する者等を守るという目標を掲げ、対策を講じることが適当である。

このため、今後も行動計画をそのまま適用するのではなく、この基本的対処方針により、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていく必要がある。

政府としては、自治体、医療機関、事業者や関係団体と連携・協力し、国民の協力を得ながら、当面、次の措置を講ずることとする。

一．国内外の情報収集と国民への迅速かつ的確な情報提供を行う。

（一）国際的な連携を密にし、WHOや外国の対応状況等に関する情報収集に努力する。

（二）国内サーベイランスを強化し、各地の感染状況を迅速に把握するとともに、患者や濃厚接触者が活動した地域等の範囲について国民に迅速に情報提供を行う。

二、患者や濃厚接触者が活動した地域等において、地域や職場における感染拡大を防止するため、次の措置を講ずる。

(一) 積極的疫学調査を徹底する。

(二) 外出については、自粛要請を行わない。ただし、外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、混み合った場所でのマスク着用、咳エチケットの徹底、うがい等呼びかける。

(三) 事業者や学校に対し、時差通勤・時差通学、自転車通勤・通学等を容認するなど従業員や児童・生徒等の感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。

(四) 集会、スポーツ大会等については、一律に自粛要請は行わない。ただし、主催者に対し、感染の広がりを考慮し、当該集会等の開催の必要性を改めて検討するとともに、感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。

(五) 学校・保育施設等の臨時休業の要請についての運用指針は、厚生労働大臣が別途定める。（「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」参照。）

(六) 事業者に対しては、事業自粛の要請を行わない。
ただし、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。

三. 医療の確保についての運用指針は、厚生労働大臣が別途定める。（「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」参照。）

四. 患者や濃厚接触者が活動した地域等への抗インフルエンザウイルス薬、検査薬、マスク等の円滑な供給を関連事業者に要請する。

五. 患者や濃厚接触者が活動した地域等における国民生活の維持を図る。

(一) 電気・ガス・水道、食料品・生活必需品等の事業者に対する供給体制の確認や事業継続に向けた注意喚起を行う。

(二) 従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について、事業者に対し、配慮を行うよう要請する。また、医療従事者等の子ども等が通う保育施設等が臨時休業となった場合、保育等を確保するための方策を講ずる。

(三) 在宅の障害者や高齢者等について、必要に応じ状

況を踏まえて支援を行う。

六. パンデミックワクチンの早急な開発・製造に取り組む。

七. 今回のウイルスの特徴を踏まえ、水際対策のあり方を見直す。

(一) 検疫についての運用指針は、厚生労働大臣が別途定める。(「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」参照。)

(二) 海外発生国の状況に応じた感染症危険情報を適宜発出するとともに、海外発生国の在外邦人に対する支援を行う。

八. 必要に応じ、次の措置を講ずる。

(一) 食料品・生活必需品等の購入に当たっての消費者の適切な行動を呼びかける。

(二) 社会混乱に乗じた各種犯罪の取締り等治安の維持に当たる。

平成21年5月22日

「基本的対処方針」等のQ & A

- (問1) 今般の新型インフルエンザの特徴をどのように考えればよいか。
- (問2) 今般の新型インフルエンザ対策の目標は、何か。
- (問3) 今回、「基本的対処方針」が改定されたが、「確認事項」の位置づけ如何。
- (問4) 従来の「新型インフルエンザ対策行動計画」や「新型インフルエンザ対策ガイドライン」と「基本的対処方針」は、どのような関係にあるのか。
- (問5) なぜ、「基本的対処方針」を改定したのか。
- (問6) 症状は季節性インフルエンザと同じ程度という意見もあるが、国内での感染防止策については、学校の臨時休業など不必要に強い措置となっているのではないか。
- (問7) 「基本的対処方針」の「二。」における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の具体的範囲如何。
- (問8) 外出に当たり、必ずマスクを着用する必要があるのか。
- (問9) 公共交通機関におけるマスク着用についてはどのように考えればよいのか。
- (問10) 誰が国民や事業者に対し、呼びかけや要請を行うのか。
- (問11) この基本的対処方針については、どのような方法で市町村に伝達されるのか。
- (問12) 国は、不要不急の外出の自粛や集会、スポーツ大会等の開催の自粛、事業活動の縮小・自粛を求めているのか。
- (問13) 集会やスポーツ大会は、中止しなければならないのか。
- (問14) 米国では、学校閉鎖（臨時休業）は行っていないのに、どうして我が国で行うのか。
- (問15) 学校の中では、どうして大学だけ取扱いが異なるのか。
- (問16) 感染の初期、患者発生が少数である場合に、学校・保育施設の臨時休業は、地域の学校等の全てを対象にする必要があるのか。特定の学校等の臨時休業や学級閉鎖では足りないのか。
- (問17) 急速に患者数が増加してきた場合、地域の学校・保育施設等の全てを対象に臨時休業の要請をする必要はないのか。

- (問 18) 県境の市町村で感染が確認された場合、隣接する都道府県にはどのような方法で情報提供されるのか。
- (問 19) 臨時休業の対象となる学校・保育施設等の「等」にはどのような施設が含まれるのか。
- (問 20) 保育施設等の臨時休業は、都道府県が要請するとされているが、どのように行うのか。
- (問 21) 保育施設等が臨時休業になり、子どもを預かれなくなる場合、共働き家庭はどうすればよいのか。また、短期入所・通所介護等を行う事業所が臨時休業になり、高齢者が利用できなくなる場合、当該高齢者を介護しなければならない家族は勤務をどうすればよいのか。
- (問 22) 保育施設や高齢者の短期入所・通所介護等を行う事業者が臨時休業になった場合、保育サービスや介護サービスを確保するための方策を考えているか。また、その対象者如何。
- (問 23) 保育施設については、臨時休業になった場合に従業員の勤務に配慮するよう要請するとされているが、学校の場合は要請しないのか。
- (問 24) 在宅の障害者や高齢者等の支援とは、どのようなものか。
- (問 25) 事業主については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する等とされているが、従業員向けの対策として、具体的にはどのようなことが考えられるか。
- (問 26) 事業主については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請するとされているが、利用客への対策として、具体的にはどのようなことが考えられるか。
- (問 27) 従業員が発症した場合、同じ職場の従業員全員を自宅待機させ、営業を中止する必要があるか。
- (問 28) 機内検疫及び停留はとりやめるのか。
- (問 29) 国では、各省庁の事業や職員について、どのような措置を講ずるのか。

平成21年5月22日

「基本的対処方針」等のQ & A

(問1) 今般の新型インフルエンザの特徴をどのように考えればよいか。

(答)

1. 今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)は、
 - ① 感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、
 - ② 抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効であるなど、季節性インフルエンザと類似する点が多い。
2. 他方、季節性インフルエンザとの最大の違いは、季節性インフルエンザでは、高齢者が重篤化して死亡する例が多いのに対し、今回の新型インフルエンザでは、海外の事例によれば、基礎疾患(糖尿病、ぜん息等)を有する者を中心に重篤化し、一部死亡することが報告されている。
3. なお、潜伏期間は1日から7日とされている。

(問2) 今般の新型インフルエンザ対策の目標は、何か。

(答)

今般の新型インフルエンザ対策の実施に当たっては、(問1)のようなウイルスの特徴を踏まえ、

- ① 国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐとともに、
- ② 基礎疾患を有する者等を守る

という目標を掲げている。

(問3) 今回、「基本的対処方針」が改定されたが、「確認事項」の位置づけ如何。

(答)

「確認事項」(平成21年5月16日新型インフルエンザ対策本部幹事会決定)は、新型インフルエンザの患者が国内で初めて確認された時点において講ずべき措置をまとめたものであり、状況が変化していることから、「確認事項」のうち、今後も引き続き実施すべきものについては、今回の「基本的対処方針」に盛り込んでいる。

(問4) 従来の「新型インフルエンザ対策行動計画」や「新型インフルエンザ対策ガイドライン」と「基本的対処方針」は、どのような関係にあるのか。

(答)

1. 政府の従来の新型インフルエンザ対策については、弱毒性ではあるが病原性の高いスペインかぜや強毒性の鳥インフルエンザ(H5N1)に由来する新型インフルエンザも念頭に置きながら、「新型インフルエンザ対策行動計画」及び「新型インフルエンザ対策ガイドライン」として整理している。
2. しかし、今般のウイルスは、現時点では、軽症の方が多いという特徴を持ち、「新型インフルエンザ対策行動計画」が念頭に置いていた健康被害の程度とはかなり異なっている。
2. このため、今般のウイルスの特徴に鑑み、国民生活

や経済への影響を最小限に抑えることが適当と考えており、行動計画等をそのまま適用するのではなく、「基本的対処方針」により、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていくこととしている。

(問5) なぜ、「基本的対処方針」を改定したのか。

(答)

1. 我が国の現状を見ると、患者が全国的に発生している状況にはないが、患者数が急増している地域が見られる。
2. この状況を「新型インフルエンザ対策行動計画」が示している段階に当てはめれば、「第2段階：国内発生早期」であることに変わりはないが、今後、国内で更に感染が拡大していく事態も想定しつつ、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていく必要があることから、現状を踏まえ、政府として当面講ずべき措置をとりまとめたところである。
3. 国内で感染拡大が進めば、さらに、状況に応じた対応を検討していくこととなる。

(問6) 症状は季節性インフルエンザと同じ程度という意見もあるが、国内での感染防止策については、学校の臨時休業など不必要に強い措置となっているのではないか。

(答)

1. 当面の措置として掲げている事項は、咳エチケットなど季節性のインフルエンザ対策と共通のものもある

が、今回の新型インフルエンザについては、専門家諮問委員会の意見によれば、

- ① 現時点では、基本的には国民に新型インフルエンザウイルスH1N1に対する免疫がないと考えるべきであり、かつ、それに対応するワクチンが存在しないこと
- ② 基礎疾患（慢性疾患）を有する者を中心に重症化する傾向があり、一部死亡例が報告されていること
- ③ ウイルスの感染力やウイルスがもたらす病原性等について未解明な部分があること
- ④ 感染を繰り返すことにより、ウイルスが変異する可能性があること

等から、症状は季節性インフルエンザに類似するとしても、慎重に対応する必要があると考えられる。

2. このため、専門家諮問委員会の意見に基づき、国内での感染防止策として、

- ① 積極的疫学調査の徹底
- ② 集会・スポーツ大会等の主催者に対する感染機会を減らすための工夫の要請
- ③ 学校・保育施設等の臨時休業の要請
- ④ 事業者に対する事業運営における感染機会を減らすための工夫の検討の要請

等の措置を講ずることとしたものである。

3. 事業者等に講じていただく措置については、関係者に一律に強制するものではなく、それぞれの実情に応じて柔軟に取り組んでいただければよいと考えている。

(問7)「基本的対処方針」の「二.」における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の具体的範囲如何。

(答)

1. 積極的疫学調査により、患者や濃厚接触者が活動したことが判明した地域等を包含する区域(市区町村等)である。しかしながら、それらの者の行動や2次接触者を完全に追うことは困難であることから、国民や事業者への呼びかけや要請については、実際の状況を踏まえ、広めの地域(複数の市区町村、都道府県等)で行うことも考えられる。
2. いずれにせよ、この「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の範囲については、自治体からの情報に基づき、患者が発生する都度、厚生労働省から発表されている。

(問8)外出に当たり、必ずマスクを着用する必要があるのか。

(答)

1. マスクは、咳やくしゃみによる飛沫及びそれらに含まれるウイルス等病原体の飛散を防ぐという効果が高いものであり、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分で閉鎖的な場所に入るときに着用することが勧められる。
2. 屋外などでは、相当混み合っていない限りあえてマスクを着用する必要はない。また、施設や乗り物についても空いていれば、マスクを着用する必要はない。
(目安としては対面する人と人の距離が1～2メートル

ル)

3. ただし、外出に当たっては、マスクをいつでも着用できるように、準備しておくことが望ましい。

(問9) 公共交通機関におけるマスク着用については、どのように考えればよいのか。

(答)

例えば、「患者や濃厚接触者が活動した地域」内に停車する電車については、混み合った車内でのマスク着用を呼びかけることになる。一番重要なことは、発熱、くしゃみ、咳などを有する方には早めにマスクをつけていただくことである。

(問10) 誰が国民や事業者に対し、呼びかけや要請を行うのか。

(答)

1. 全体として、内閣官房や厚生労働省から、広報や通知等により、国民に対する呼びかけ、自治体や関係団体への周知を行うとともに、これに加えて、関係省庁からも自治体関係部局や関係団体に周知することになる。
2. 周知については、1. のとおり複数のルートで行うこととなるが、個々の項目における関係機関間の役割分担については、次のとおりである。
 - ① 人混みを避けることや咳エチケット等の呼びかけについては、厚生労働省や自治体が行っている。
 - ② 事業者や学校の時差通勤・通学等については、関

係省庁や自治体から関係団体や学校等に要請している。

- ③ 集会・スポーツ大会等については、自治体から要請している。
- ④ 学校・保育施設等の臨時休業については、自治体（都道府県の新型インフルエンザ対策本部、保健衛生部局等）が要請している。
- ⑤ 事業者の事業運営の工夫については、関係省庁が関係団体に要請している。
- ⑥ 従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務への配慮については、厚生労働省や自治体が事業者団体に要請している。

（問 1 1）この基本的対処方針については、どのような方法で市町村に伝達されるのか。

（答）

厚生労働省は速やかに都道府県、保健所設置市、特別区に伝達する予定であり、その他の市町村については都道府県を通じ伝達いただくこととしている。

（問 1 2）国は、不要不急の外出の自粛や集会、スポーツ大会等の開催の自粛、事業活動の縮小・自粛を求めているのか。

（答）

1. 今次の新型インフルエンザについては、基礎疾患を有する者を中心に重篤化する傾向が見られ、注意を要

するものの、適切な治療を早期に受けることにより、多くの方が順調に回復している。

2. このため、政府としては、現時点においては、外出の自粛、集会・スポーツ大会等の開催の一律の自粛、事業活動の縮小等を要請することは考えていない。

(問13) 集会やスポーツ大会は、中止しなければならないのか。

(答)

1. 政府としては、集会やスポーツ大会について一律に自粛要請を行う考えはなく、主催者において、感染の広がりを考慮しつつ、開催の必要性を改めて検討していただくこととなる。
2. また、開催する場合には、病み上がりや体調不良気味、発熱症状のある方には参加や観戦を遠慮してもらうよう徹底して呼びかける、屋外においては、人と人が近い距離で接触しない（目安として対面距離1～2メートル）ようにするなど、運営方法を検討していただく必要がある。
3. 現在、患者が発生している地域では、試験、研修、講習会なども中止する傾向が見られるが、むやみに自粛するのではなく、社会的に必要性が高い集まりについては、感染拡大防止策（※）を講じつつ開催することが考えられる。

※ 例えば、①病み上がりの方、体調不良気味の方、発熱症状のある者は参加しないよう呼びかける、②参加者同士の席を離す、③まめに換気を行う、④入口に速

乾性アルコール消毒を設置するなどの措置が考えられる。

(問14) 米国では、学校閉鎖（臨時休業）は行っていないのに、どうして我が国で行うのか。

(答)

1. 季節性インフルエンザについても、米国では、通常、学校閉鎖は行わないが、今般の新型インフルエンザ対策では学校閉鎖を行った事例もあり、また一旦休校を解除した後、患者発生状況から再び学校閉鎖を行った地区もある。
2. 我が国では、従来から、季節性インフルエンザでも日常的に学校閉鎖（臨時休業）等を行っており、新型インフルエンザについても、このような事情を勘案する必要がある。

(問15) 学校の中では、どうして大学だけ取扱いが異なるのか。

(答)

大学については、多数の児童・生徒が長時間1つの部屋で隣り合って授業を行う小・中・高校と授業形態がかなり異なること、また、複数のキャンパスがある場合があるなど、各大学によって状況が異なることから、一律の取扱いとせず、各大学に対し、休業も含め、できる限り感染が拡大しないための運営方法を工夫するよう要請することとしている。

(問16) 感染の初期、患者発生が少数である場合に、

学校・保育施設等の臨時休業は、地域の学校等の全てを対象にする必要があるのか。特定の学校等の臨時休業や学級閉鎖では足りないのか。

(答)

1. 学校・保育施設等については、専門家諮問委員会の意見を踏まえ、人口密度、通学圏、生活圈域等を考慮しつつ、原則として、市区町村の一部又は全域、場合によっては都道府県全域で臨時休業を要請することとしている。
2. 学校等は、児童・生徒を通じ地域の主たる感染源となりうること、ウイルスの特徴にまだ不明な点があるため慎重に対応する必要があること、感染拡大防止から、特定の学校等や学級の閉鎖にとどまらず、原則として、一定の地域単位で休業を要請することとしている。
3. しかし、学校間の距離が離れている場合など地理的条件が整えば、特定の学校のみでの臨時休業で感染拡大を防止できることもありうることから、地域の実情に応じ、弾力的に判断していただきたい。
4. また、臨時休業を解除した後に、患者が発生した学校・保育施設等については、都道府県（都道府県の新型インフルエンザ対策本部、保健衛生部局等）が個々の施設ごとに臨時休業の要請を行うこととなる。

(問17) 急速に患者数が増加してきた場合、地域の学校・保育施設等の全てを対象に臨時休業の要請をする必要はないのか。

(答)

1. 地域において急速に患者数が増加している場合には、広範囲の地域で学校・保育施設等の臨時休業を行うことは、感染拡大防止には効果が薄いため、地域の学校等の全てを対象に臨時休業の要請をする必要はないと考える。
2. ただし、患者が多く発生している学校等において、当該学校等に通学する児童・生徒等を感染から守るために臨時休業等を行うことには意義があることから、季節性のインフルエンザと同様の対応として、特定の学校の臨時休業や学級閉鎖等の措置が考えられる。

(問18) 県境の市町村で感染が確認された場合、隣接する都道府県にはどのような方法で情報提供されるのか。

(答)

感染が確認された場所の最寄りの保健所を管轄する都道府県、市又は特別区が公表するとともに、厚生労働省から全国の都道府県に対して情報提供を行うこととしている。

(問19) 臨時休業の対象となる学校・保育施設等の「等」にはどのような施設が含まれるのか。

(答)

高齢者の短期入所生活介護、通所介護、障害児又は障害者の短期入所、就労移行支援等の日中活動を行う障害

福祉サービス事業所、通所施設（通所授産施設、知的障害児通園施設等）の他、児童館や放課後児童クラブなどが含まれる。

※ 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）はその事業全てを臨時休業の対象とするわけではないが、提供するサービスのうち、短期入所・通所に相当するサービスについては自粛を要請することとなる。

（問20）保育施設等の臨時休業は、都道府県が要請するとされているが、どのように行うのか。

（答）

1. 保育サービスの場合、臨時休業の要請は、都道府県の新型インフルエンザ対策本部等が保育担当部局と連携し、患者や濃厚接触者が活動した地域等に含まれる市町村と相談した上で都道府県が市町村に対して行い、当該市町村が保育サービスの提供主体に対し、要請を行う。
2. これらの保育サービス以外の社会福祉施設等（短期入所・通所介護等を行う事業所に限る。）に対する臨時休業の要請は、都道府県の新型インフルエンザ対策本部等が社会福祉施設等の担当部局と連携し、患者や濃厚接触者が活動した地域等に含まれる市町村と相談した上で都道府県が行うことを基本とし、社会福祉施設等への要請は、都道府県から直接、あるいは市町村の協力を得て市町村経由で行うこととなる。

（問21）保育施設が臨時休業になり、子どもを預けられなくなる場合、共働き家庭はどうすればよいのか。

また、短期入所・通所介護等を行う事業所が臨時休業になり、高齢者が利用できなくなる場合、当該高齢者を介護しなければならない家族は勤務をどうすればよいのか。

(答)

事業主には、育児や介護のために休まざるを得なくなった従業員について、休暇取得や短時間勤務、在宅勤務等を認めるなど配慮していただきたいと考えており、厚生労働省や自治体から事業者団体に対し、その旨を要請しているところである。

(問22) 保育施設や高齢者の短期入所・通所介護等を行う事業所が臨時休業になった場合、保育サービスや介護サービスを確保するための方策を考えているか。また、その対象者如何。

(答)

1. 臨時休業を行うとした場合にも、医療関係業務に従事する保護者等で保育サービスの利用が必要となる場合には、子どもを少人数に分け、小規模で保育を行ったり、現に勤務している保育士の自宅での臨時的な一時預かりなど既存の保育サービス資源を活用した対応について、厚生労働省から都道府県を通じて市町村に対し、配慮要請を行ったところである。
2. 高齢者の短期入所、通所介護等については、居宅介護支援事業者、訪問介護事業者を含め、関係事業者間で連携の上、必要性の高い利用者を優先しつつ、訪問介護事業者等が代替サービスを提供することによって、

必要な介護サービスを確保するよう厚生労働省や自治体から事業者に対し、要請をしている。

3. なお、訪問介護サービス等については、当該地域においても、手洗いやうがい、マスクの着用等、感染防止策を徹底して、通常通りサービスを提供することとしている。

(問23) 保育施設については、臨時休業になった場合に従業員の勤務に配慮するよう要請するとされているが、学校の場合は要請しないのか。

(答)

1. 従来から、学校が臨時休業となった場合、当該学校に児童・生徒を通わせている従業員に配慮するよう、事業主に要請を行うことはしていない。
2. しかし、保育施設については、
 - ① 学校と異なり、就学前の乳幼児についての保育を行う場所であること
 - ② 夏休み等がある学校と異なり、本来、その性格上、休業は想定されていないことなどから、改めて事業主に要請することが必要と考えられる。

(問24) 在宅の障害者や高齢者等への支援とは、どのようなものか。

(答)

1. 在宅の障害者や高齢者等への訪問介護等の支援については、問23を参照されたい。

2. また、市町村においては、必要に応じ状況を踏まえて、市町村の事業等を活用するなどして、在宅の高齢者への見回りや食事提供等の支援を行うことが考えられる。

(問25) 事業主については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する等とされているが、従業員向けの対策として、具体的にはどのようなことが考えられるか。

(答)

1. 各事業主においては、従業員の健康管理を徹底するとともに、例えば、発熱症状のある者については、発熱相談センターへの相談、自宅待機等を実施するなどの対応を検討していただくことが必要と考えられる。
2. また、ラッシュ時の公共交通機関の利用を避けるための時差通勤、自転車通勤等を検討していただくことが必要と考えられる。
3. それぞれの事業主において、地域の感染状況を注視するとともに、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」の「基本的な新型インフルエンザ対策」を参考に、例えば、手洗い、咳エチケット、職場の清掃・消毒の措置について、検討していただく必要がある。

(注) 「事業者・職場における新型インフルエンザガイドライン」P.114
に記載する感染防止策の例において、

- ・業務の絞込み（不要不急の業務の一時停止）
- ・患者の入場防止のための検温
- ・訪問者の氏名、住所の把握

といった措置までは、検討する必要はないと考えている。

（問26）事業主については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請するとされているが、利用客への対策として、具体的にはどのようなことが考えられるか。

（答）

1. 特に娯楽施設や飲食店などの集客施設については、利用者間で感染が生じないようにするための工夫を検討する必要があり、例えば、
 - ① 病み上がりの方、体調不良気味の方、発熱症状のある方には利用を遠慮していただくこと
 - ② 利用客が多くない場合に利用客間の席を離すこと
 - ① 利用客が施設内で発症した場合に備えること
 などが考えられる。
2. それぞれの事業主において、地域の感染状況を注視するとともに、業態や施設の特徴に応じた工夫を検討していただく必要がある。

（問27）従業員が発症した場合、同じ職場の従業員全員を自宅待機させる必要があるか。

（答）

発症した従業員と濃厚接触した同僚を自宅待機させる

ことは必要と考えられるが、発熱相談センターや保健所の判断により、濃厚接触者でないとされた者についてまで自宅待機を命ずることは適当でない。

(問28) 機内検疫及び停留をとりやめるのか。

(答)

1. 水際対策の目的は、ウイルスの国内侵入を可能な限り遅らせ、その間に医療体制の整備など国内対策の準備を進めるための時間を稼ぐことにある。当初、メキシコで新型インフルエンザによる死者が多数出ていることが報道されたが、その時点では、病原性が不明であり、国家の危機管理に関わる問題として、水際対策を強化することとした。
2. しかし、症例の蓄積により、患者には軽症者が多いというウイルスの特徴が確認されたことから、水際対策のあり方を見直すこととした。
3. 具体的には、入国時の検疫対応等については、健康状態質問票に基づく確実な健康状態の把握に力点を置いた検疫を行うこととし、ブース検疫を行う。ただし、検疫前の通報において、明らかに有症者がいる場合は、状況に応じ、機内検疫を行う。
4. また、患者が発見されれば、隔離及び適切な医療の提供を行い、患者の濃厚接触者に対しては、外出自粛要請と健康監視を行う。

(問29) 国では、各省庁の事業や職員について、どのような措置を講ずるのか。

(答)

国においては、職場における感染や事業を通じた感染を防止するため、各省庁において、例えば、次の工夫を行うこととしている。

- 全職員に対し、外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、混み合った場所でのマスク着用、咳エチケットの徹底、うがい等を呼びかける。
- 通勤途上の感染機会を減らすため、時差通勤等の方策を検討する。
- 自転車等による通勤のための駐輪場の確保を検討する。
- 職員の健康管理を徹底する。
- 健康上具合の悪い職員は、早めに休むよう呼びかける。
- 職員に対し、発熱症状やインフルエンザ様症状のある場合には発熱相談センターに相談した上、その結果を職場に連絡させ、当該職員は病気休暇を取得するよう呼びかける。
- 職員が感染者と濃厚接触した可能性がある場合には、発熱相談センターに相談の上、その結果を職場に連絡させ、必要に応じ、特別休暇を取得するよう呼びかける。
- 職場における手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、うがい等を呼びかける。また、庁舎の入口等に速乾性アルコール製剤を設置する。
- 職場において不特定多数の者が触れる場所や発症者が触れた場所については、清掃・消毒を徹底する。

- 各省庁が主催する集会、スポーツ大会等については、当該集会等の必要性の再検討や感染機会を減らすための工夫の検討を行う。
- 職員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合、年次休暇の取得を原則とするが、可能であれば、早出遅出勤務や在宅勤務の活用等、当該職員の勤務のあり方を検討する。
- 来訪者については、例えば、庁舎の入口にポスターや看板を設置するなどして、発熱等の症状を有する者が庁舎内や執務室内へ入館しないよう対応を検討する。
- 窓口業務等対面で業務を行う場合には、例えば、マスクを着用する、対面する人と人との距離が1～2メートルとなるようにするなどの感染防止策を検討する。
- 庁舎内で発症者が出た場合の対応について検討する。

地発第0521004号

平成21年5月21日

地方厚生（支）局長 殿
都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ感染者の発生に係る厚生労働大臣メッセージについて

標記について、本日、舛添大臣から本省内部部局職員向けに別紙のとおり発出されたので送付する。地方支分部局にあっては、大臣のメッセージの趣旨を職員に周知徹底し、新型インフルエンザの感染者が発生した地域にあっては感染の拡大防止に努めるとともに、現時点で感染者が発生していない地域にあっては感染の予防に努められたい。

平成21年5月19日付け地発第0519004号「新型インフルエンザ感染防止等のための当面の窓口業務等における留意点について」に記載のない事項に下線を付したので、特に留意されたい。

また、下線部中「基本的に、家族に発熱や急性呼吸器症状がある場合にも出勤を自粛すること」については、発熱相談センターに連絡・相談の上、その結果を職場に連絡させ、当該センターから職員が出勤の自粛要請を受けている場合等に休暇を取らせることとする（職員の判断による自粛を妨げるものではない。）。なお、当該休暇の取扱いについては、平成21年5月20日付け地発第0520002号「新型インフルエンザ等感染症に関する休暇の取扱い等について」によること。

「外出に当たっては、マスクをいつでも着用できるよう準備しておくことが望ましい。」については、各地方支分部局におけるマスクの在庫に留意しつつ対応されたい。

「通勤方法の検討：公共交通機関を利用せず、自転車、徒歩等で通勤可能な職員は、あらかじめ各所属部局長等へ通勤届けを提出し、認定を受けること。」については、その前提となる駐輪場の確保について地方支分部局の利用者等に支障を及ぼさず、追加予算をかけない範囲で検討されたい。

おって、大臣メッセージに記載の「各部局」を「各地方支分部局」と読み替えることを申し添える。

厚生労働省で働くみなさん

私たちの役割は、国民の生命と健康を守ることです。

そのためには、自分自身の健康も維持しなければなりません。

今回の新型インフルエンザに関して、私が国民みなさまに対して強調していることは、そのまま厚生労働省で働くみなさんにも強調したいことです。

すなわち、

- 今回の新型インフルエンザは、季節性インフルエンザと変わらないという評価が可能であること
- われわれには免疫がないため、感染が拡大しやすいこと
- 糖尿病や喘息など、慢性疾患の患者は重篤化しやすいとの報告があること

これらの特徴を踏まえ、具体的に実行していただきたい項目を別添にまとめました。

各部局で話し合うことが必要な項目もあります。本日からただちに、実行に入ってください。

「国民に訴える以上、まず隗より始めよ」

私たちこそ、正しい衛生習慣の実行者であらねばなりません。

そのうえで、全職員が新型インフルエンザに対して冷静に処し、省内の対策推進本部を中心に、国民の健康被害を最低限に抑えられるよう、万全を尽くしましょう。

平成21年5月20日

厚生労働大臣 舛添要一

1. 手洗い・手指消毒の励行、咳エチケット、マスク着用

- ・ 手洗い・手指消毒を励行すること。特に、出勤時や、外出先から執務室に入る前、不特定多数の人が接する場所（エレベータのボタン、ドアノブなど）を触れた後は徹底する。
- ・ 咳やくしゃみをする際には、「咳エチケット」を徹底すること。（ティッシュで鼻と口を覆い、周囲の人から顔をそらすなど。）
- ・ 屋外などでは、相当混み合っていない限りマスクを着用する必要はないが、外出に当たっては、マスクをいつでも着用できるよう準備しておくことが望ましい。

2. 本人又は家族の発熱時の出勤自粛の徹底

- ・ 発熱や急性呼吸器症状（鼻汁又は鼻閉、咽頭痛、咳）がある場合は発熱相談センターに連絡・相談した上、指示に従うこと。また、相談内容やその結果は速やかに所属長に報告すること。
- ・ 基本的に、家族に発熱や急性呼吸器症状がある場合にも出勤を自粛すること。

※居住地の発熱相談センターをあらかじめホームページ上でご確認ください
<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/090430-02.html>

3. 通勤方法の検討（時差出勤、自転車通勤）

- ・ 満員電車等の利用を避けるため、時差出勤等について検討すること。
 - ◇ 時差出勤の運用：各職員の出勤時間については、業務の継続に配慮の上、運用する。出勤時間については、現行制度上では厚生労働省訓令に定める範囲で設定することとされているが、必要に応じて弾力的な運用を検討する。
 - ◇ 通勤方法の検討：公共交通機関を利用せず、自転車、徒歩等で通勤可能な職員は、あらかじめ各所属部局長等へ通勤届けを提出し、認定を受けること。

4. 執務室内の換気、清掃

- ・ 換気が可能な執務室においては、換気に留意する。
- ・ 各部局において担当者を決め、室のドアノブ、スイッチ、エレベータの押しボタン等、人がよく触れるところを拭き取り清掃する。

5. 主催会議等の自粛

- ・ 当省及び所管団体等が主催する、会議、集会やスポーツ大会については、一律の自粛を行う必要はないが、感染の広がりを考慮し、当該会議等の必要性を再検討するとともに、運営方法等を再検討し感染機会を減らすための工夫を行うことが必要。

(感染機会を減らす工夫の例)

- ◇ 発熱や急性呼吸器症状のある者には参加や観戦を自粛してもらうよう呼びかける
- ◇ スポーツ大会における、観客入場の可否の検討、オープンスペースで行うなど
- 対面の会議等については、その必要性や運営方法の再検討を行うこと。(電話による会議の導入など)

6. 職員の勤務のあり方の検討

- 職員は、子供等が通う保育施設等が臨時休業になった場合の勤務方法について、所属長と相談の上、検討する。所属長は、各職員の勤務のあり方を配慮する。

以上

都道府県医療構造改革担当部(局)
共済組合所管課(室)
健康保険組合理事長
全国健康保険協会理事長
都道府県後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)

御中

厚生労働省保険局
総務課医療費適正化対策推進室
保 険 課
高 齢 者 医 療 課
国 民 健 康 保 険 課

新型インフルエンザ感染事例の発生に伴う
特定健診・特定保健指導等における対応について (注意喚起)

今般、国内において新型インフルエンザの感染事例が報告され、政府の新型インフルエンザ対策本部幹事会より事務連絡「新型インフルエンザの国内発生にかかる対応について」において別添の「確認事項」等が発出されたところです。

つきましては、上記「確認事項」の趣旨に留意するとともに、患者や濃厚接触者が活動した地域等においては、特定健診・特定保健指導等について下記に留意の上、適切な対応をお願いします。(また、貴管内の保険者等への周知徹底を図るようお願いします。)

記

- 1 保険者等においては、集団で実施する特定健康診査・特定保健指導等について、当面の間における実施の必要性を改めて検討するとともに、実施する場合には、感染拡大防止の観点から、必要に応じ、集団で行う会場等では、マスクの使用・手洗い場の確保、体調不良受診者の事前の把握(受付時の発熱等症状の確認など)を実施するなど適切に対応されたい。
- 2 保険者等においては、訪問指導等で家庭を訪問する場合について、当該事業の社会的必要性等を踏まえ、感染拡大防止のため、以下の点に留意すること。
 - (1) 訪問に際し、訪問する家庭の対象者や家族に発熱や咳、くしゃみなどの呼吸器症状、下痢などの消化器症状がないか確認すること。
 - (2) 事業従事者は、訪問時における手洗いやうがい、マスクの着用、エプロンの着用、咳エチケットの徹底を行う等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。
- 3 その他、対象者に対し個別に実施する場合についても、2に準じて、対象者の症状の有無の確認、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

確認事項

平成21年5月16日

新型インフルエンザ対策本部幹事会

政府は、新型インフルエンザの発生は、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、新型インフルエンザへの対策に総力を挙げて取り組むこととし、メキシコでの発生が確認されて以来、情報の収集と提供、在外邦人の支援とウイルスの国内侵入の防止を目的とした水際対策等を実施してきた。

この間に確認された海外の症例等を見ると、今回の新型インフルエンザについては、通常の季節性インフルエンザと同様に感染性は強いが、多くの方が軽症のまま回復したことが確認されている。

しかし、基礎疾患のある者を中心に、重症化する傾向があり、死亡例も報告されている。

本日、新型インフルエンザの患者が国内で確認され、地域における感染が始まった可能性が高いことから、基本的対処方針（平成21年5月1日新型インフルエンザ対策本部決定）を踏まえ、自治体、医療機関、事業者や関係団体と連携・協力し、国民の協力を得て、当面、次の措置を講ずる。

一、広範な情報収集と国民に対する迅速かつ的確な情報提供を行う。

(一) ウイルスの感染力や病原性、検査方法、感染防止策、治療方法等に関する正確な情報提供を行う。

(二) 国内サーベイランスを強化する。

(三) 問い合わせに対し、発熱相談センターや自治体、厚生労働省や外務省等の相談窓口において適切に対応する。

二、国内での患者発生に対応した医療体制の整備等を早急に進める。

(一) 発熱外来の整備を進める。整備の方法については、各自治体が地域の実情を踏まえ、適切かつ柔軟に判断する。

(二) 抗インフルエンザウイルス薬等の円滑な流通を確保する。

(三) 患者との濃厚接触者や、医療従事者、初動対処要員等のうち感染防止策が不十分なため、ウイルスに暴露した疑いのある者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

三. 地域や職場における感染拡大を防止するため、患者や濃厚接触者が活動した地域等において、次の措置を講ずる。

- (一) 積極的疫学調査を徹底する。
- (二) 外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、混み合った場所でのマスク着用、咳エチケットの徹底、うがい等呼びかける。
- (三) 事業者や学校に対し、時差通勤・時差通学、自転車通勤・通学等を容認するなど従業員や児童・生徒等の感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。
- (四) 集会、スポーツ大会等については、一律の自粛要請は行わないが、主催者に対し、感染の広がりを考慮し、当該集会等の開催の必要性を改めて検討するとともに、感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。
- (五) 学校（大学を除く。以下同じ。）・保育施設等については、児童・生徒等を通じて感染源となりやすいことから、発生した患者が学校・保育施設等に通う児童・生徒等である場合、人口密度や生活圏域等を考慮しつつ、原則として、市区町村の一部又は全域、場合によっては都道府県全域の学校・保育施設等の臨時休業を要請する。また、発生した患者が児童・生徒等以外である場合であっても、二次感染が生じ、さらに感染拡大のおそれがあるときは、同様に、学校・保育施設等の臨時休業を要請する。なお、臨時休業は、基本的には、発生段階が回復期に至るまでは継続することになるが、疫学的情報を踏まえ、各都道府県において1週間ごとに検討を行う。大学に対しては、休業も含め、できる限り感染が拡大しないための運営方法を工夫するよう要請する。

なお、従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について、事業者に対し、配慮を行うよう要請する。

- (六) 事業者については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。

四. 水際対策としての検疫・入国審査及び発生国における在外邦人に対する支援に引き続き取り組む。

五. ウイルスの病原性等の解析及びパンデミックワクチンの開発に取り組む。

六. 電気・ガス・水道、食料品・生活必需品等の事業者に対し、供給体制の確認や事業継続に向けた注意喚起を行う。

七. 必要に応じ、次の措置を講ずる。

- (一) 食料品・生活必需品等の購入に当たっての消費者の適切な行動を呼びかける。
- (二) 社会混乱に乗じた各種犯罪の取締り等治安の維持に当たる。